

韓国知的財産ニュース 2014 年 6 月後期

(No. 273)

発行年月日：2014 年 7 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行令の一部改正案(06.25)
- 1-2 特許庁、意匠の国際登録制度の導入に伴う手数料規定(6.25)
- 1-3 新規性喪失の例外主張及び証明書類提出時期が自由化(6.25)
- 1-4 デザイン関連法が7月1月から施行(6.27)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、世界初で出願人の代表名情報を民間に提供(6.16)
- 2-2 食品医薬品安全処-特許庁における包括的 MOU 締結(6.17)
- 2-3 日中韓デザインフォーラムが開催(6.18)
- 2-4 地方中小企業の知的財産経営をサポート(6.19)
- 2-5 ソフトウェア分野、特許保護の対象を拡大(6.19)
- 2-6 特許庁、道路名住所に関する国際協力を強化(6.20)
- 2-7 アフリカの韓国特許研修(6.23)
- 2-8 「特許情報活用支援センター」開所式を開催(6.24)
- 2-9 江原道に IP 想像ゾーンを開所(6.25)
- 2-10 特許庁、未来部と共同で IT 輸出企業の知財権保護強化(6.26)
- 2-11 特許庁、中国進出企業を対象に説明会を開催(6.27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 外国人の商標出願はマドリッド出願が主流に(6.23)
- 4-2 海外商標出願、これからはハングルで(6.26)

その他一般

- 5-1 ビルの安全を守る BIM(6.16)

法律、制度関連

1-1 商標法施行令の一部改正案

韓国特許庁(2014.6.25)

1. 議決主文

商標法施行令の一部を改正する大統領案を別紙のように議決する。

2. 提案理由及び主な内容

商標登録先願を目的とする取消審判請求の乱用を防止するため、商標不使用による商標登録取消審決が確定した取消審判の請求人に対し、6カ月間独占的に商標登録出願ができるよう許容した制度を廃止する等の内容を含む「商標法」の改正に伴い、商標不使用による取消審決が確定した商標については、当該取消審判の請求人が行った商標登録出願を優先審査するようにする規定を削除する。また、商標登録を出願した者の個人情報保護のため、商標公報に自然人である出願人の住所を掲載する際、その出願人の申請があった場合、住所の一部のみ掲載する他、商標専門調査機関の指定要件中、10人以上の人材確保を義務付ける人材基準を緩和する等、現行制度を運営する上で露見した不備の一部を改善・補完することを目的とする。

3. 主な議論課題

無し

4. 参考事項

- ①関係法令 : 省略
- ②予算措置 : 別途の措置不要
- ③合意 : 該当機関無し
- ④その他 : 1) 新・旧条文比較表
2) 立法予告(2014年4月7日～5月19日)結果、特記事項無し

1-2 特許庁、意匠の国際登録制度の導入に伴う手数料規定

韓国特許庁(2014. 6. 25)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、意匠の国際出願制度の導入に伴う送料などの手数料や韓国国内で意匠権の存続期間が15年から20年に延長されたことに伴う登録料の新設、ハーグ協定と歩調を合わせるために意匠の一部審査登録料を値下げすることなどの内容を盛り込んだ改正「特許料などの徴収規則」が7月1日から施行される。

今回の「特許料などの徴収規則」の具体的な改正内容は、意匠の国際出願制度の導入により、韓国特許庁を通じて国際出願をする者が納付する送料(電子出願5千ウォン、書面出願1万5千ウォン)を定めたほか、意匠の国際登録出願の際、韓国を指定国にした者が納付する指定手数料について、一部審査出願である場合はハーグ共通規則の標準指定手数料(1意匠につき90スイスフラン、追加の意匠ごとに50スイスフラン)を、審査出願の場合は個別指定手数料(23万9千ウォン)を定めた。

それとともに、国際登録の意匠権の存続期間を更新する際、5年ごとに納付する更新手数料について、一部審査出願の場合は、ハーグ共通規則の標準指定手数料(1次、2次、3次の更新ごとに1意匠につき21スイスフラン、追加の意匠ごとに1スイスフラン)を、審査出願の場合は、個別指定手数料(1次更新は1意匠につき38万5千ウォン、2次更新は1意匠につき91万ウォン、3次更新は1意匠につき105万ウォン)を定めた。

また、意匠権の存続期間が延長されるグローバルトレンドを反映して、韓国国内での意匠権の存続期間を現行の「登録日から15年間」から「出願日から20年間」に延長されたことで「16年目から20年目」までの意匠登録料について、特許登録料の料金体系を参考にして現行の「13年目から15年目まで」の意匠登録料(意匠の一部審査登録出願は1意匠ごとに毎年3万4千ウォン、意匠審査登録出願は1意匠ごとに毎年21万ウォン)と同じ料金を適用した。

さらに、ハーグ協定と足並みを揃えるため、韓国出願人が意匠の国際登録出願の一部審査を経て20年間維持する場合に発生する合計費用の水準を踏まえて、韓国国内の一部審査登録料を調整した。

つまり、現在3年単位の累進体系になっている意匠の一部審査登録料が累進体系無しに4年目から15年目まで1意匠ごとに3万4千ウォンと同一料金が適用されることになり、13年目から15年目までの一部審査意匠権を有する者は現行の規定上、1意匠ごとに21万ウォンを納付するが、改正規定を適用すると1意匠ごとに3万4千ウォンを納付するため、最大17万6千ウォンのコスト負担が緩和されると見られる。

特許庁情報顧客政策課のソン・ヨンウク課長は「意匠の国際出願制度の導入に伴い、一つにまとめた出願書類で、複数国に意匠を登録することができるようになり、出願および代理人雇用のコストが大幅に削減できると思われる」と述べた。

1-3 新規性喪失の例外主張及び証明書類提出時期が自由化

韓国特許庁(2014. 6. 25)

デザイン登録出願前に公開されたデザインは、原則としてデザイン登録が受けられないが、公開日から6カ月以内に出願し、出願日から30日以内に関連証明書類を提出すれば、例外的に登録が受けられるようになっている。しかし、その期間の要件が非常に厳しいため、出願時に主張しなければ救済を受けられず、新規性喪失を理由にデザイン登録を受けられない場合が多々発生している。

こうした状況を受けて、韓国特許庁は、7月1日から新規性喪失の例外主張制度を改善した。出願時に主張できなかつたとしても、関連証明書類を提出すれば、いつでも保護を受けられるようにすることで、独自開発したデザインを出願前に自ら公開したという理由により保護を受けられないケースを防ぐ方針だ。

商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「今回の制度改善により、新規性喪失の例外主張に関する出願人の不利益と不便が大幅改善されたとはいえ、事後に新規性喪失の例外主張のためには、必ず公開日付を証明できる資料を確保しておかなければならない」と説明した。

一方、韓国特許庁によると、新規性喪失の例外主張の出願件数は、ここ数年間着実に増加しているが、2013年度の関連出願件数は2,580件と、2012年の1,994件より約29%増加した。

1-4 デザイン関連法が7月1日から施行

韓国特許庁(2014. 6. 27)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、韓国デザイン産業の競争力強化と創造経済の実現のために改正したデザイン保護法を7月1日から全面的に施行すると発表した。

今回に施行されるデザイン保護法は、①ハーグ協定によるデザインの国際出願制度(以下、「ハーグ出願制度」)の導入、②デザイン権の存続期間の延長をはじめとする創作者

の権利保護の強化、③デザイン出願人の利便性向上などが主な内容となっている。

まず、「ハーグ出願制度」とは、一つにまとめた出願書を世界知的所有権機関(WIPO)に提出すれば、ハーグ協定加盟諸国に同時出願した効力を付与するデザイン国際出願制度だ。①国別に出願代理人を指定する必要がなく、②一つの言語で手続きを行えるため、コスト削減ができる上、③登録されたデザイン権の権利関係の変動など、事後管理もWIPOを通じて一括処理ができるため、非常に便利だ。個人や中小企業も海外でデザイン権を獲得できる良い機会になると期待されている。

第二に、デザイン创作者の権利保護のため、①デザイン権の存続期間を15年から20年に延長し、②外国のデザインを変形したデザインに対する審査をより厳しく行い、③一つのデザインから派生した類似のデザインについて、独自の権利範囲を与えることにした。また、④出願前に公開され、登録拒絶が予想されるデザインを救済する機会を拡大し、⑤デザインが出願された後にも、その中の重要な部分を別途出願できるようにして、デザインのコア部分に対する保護を強化した。

第三に、デザイン出願の手続き上における無駄な要件を大幅に廃止し、出願人の便宜を大きく向上させた。①一つの出願書で100のデザインまで一括出願できるようにし、②些細なミスは、審査官の職権で補正して登録を受けられるようにした。③再審査または審判請求過程においても出願書の補正ができるようにして、無駄な審査手続きを繰り返すことなく、登録を受けられるようにした。さらに、④出願が取下げとなった場合、優先権主張申請料などの手数料の返却対象を拡大し、⑤不可避な事情により登録料を納付できなかった場合、当該事情が消滅された日から2カ月以内に納付できるよう、納付期間を延長した。

商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、今回施行されるデザイン保護制度について、「国内の優秀なデザイン能力の権利化に重点を置いている。特に、デザイナーやデザイン業界の中小企業が積極的に海外へ進出する機会になることを期待している」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、世界初で出願人の代表名情報を民間に提供

韓国特許庁(2014. 6. 16)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、国内産業財産権(特許・実用新案・商標・デザイン)の「出願人の代表名」情報を世界初で構築し、特許情報のウェブ・サービスである「キプリス・プラス(KIPRISPlus(plus.kipris.or.kr))」を通じて、6月16日(月)から民間に無料提供する。

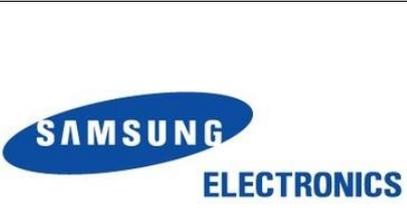
出願人の代表名とは、特許出願をする者が複数の名前を登録している場合、その全てを代表する一つの出願人名をいう。

2009年以前は、出願人が別途の制限もなく、複数の名前を登録することができたため、実際同じ出願人でも出願の件によって別名が使われることがあった。特に、法人が個人より多数の名前を有する場合が多く、その代表例として「サムスン電子株式会社」は「株式会社サムスン電子」、「(株)サムスン電子」など、計23の出願人名を有している。

今は規定上、出願人が一つの名前を使うことが義務付けられているため、問題はないが、2009年以前の出願については、出願人名を基準に行う特許検索や統計分析上の困難が多く、利用者の不満の声があった。

韓国特許庁は、明確な出願人情報の民間提供を目指して、124万の出願人名を116万の代表名に再整備し、国内687万件の特許・実用新案・商標・デザイン公報と連携してDBとして構築した。

<出願人の代表名情報の例>

改善			
従来		出願人の代表名(韓国語)	出願人の代表名(英語)
出願件	出願人名		
	サムスン電子工業株式会社		
	(株)サムスン電子		
	株式会社サムスン電子		
		サムスン電子株式会社	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.

出願人の代表名情報の提供により、企業が有している特許などの産業財産権を容易に把握できるのはもちろん、それぞれの産業財産権の正確な権利者情報を通じて技術取引の活性化および権利者の権利保護にも大きく貢献するものと見られる。

また、特許庁は今年末まで特許に関する出願人代表名の英語情報の構築を完了し、海外の特許庁と情報交換も行っていく計画だ。

このようなグローバル情報交換を特許庁がリードすることで、究極的にはグローバル特許競争の環境の中で、韓国企業の権利保護を強化していくとの戦略だ。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「出願人代表名の情報は、産業財産権の持ち主を明確に示すものとして、あらゆる権利行使の原点になると思う。今後も特許庁は産業財産権の保護と活用増進に向けて、多様な情報を積極的に提供していきたい」と述べた。

2-2 食品医薬品安全処-特許庁、包括的 MOU 締結

韓国特許庁(2014. 6. 17)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)と韓国食品医薬品安全処(処長チョン・スン)は、2014年6月16日(月)午後4時、食品医薬品安全処の会議室にて、食薬処長と特許庁長が参加した中で MOU 締結式を開催、包括的業務協力協定を締結し、2015年3月に施行予定の医薬品許可・特許連携制度の安定的な定着と効率的な運営に向けて協力することに合意した。

両機関は MOU の締結を通じて、医薬品許可および特許情報の共有、許可・特許を連携した業務分野での協力強化、製薬分野の支援政策に関する協力関係構築など、許可と特許の担当部処間の情報共有を拡大し、製薬産業に対する支援政策の実効性の強化に向けて、食薬処と特許庁の同時支援システム構築についても相互協力する。

これまでも特許庁と食品医薬品安全処は、医薬品許可・特許連携制度の導入について、米韓 FTA 交渉の時から現在まで「米韓 FTA 医薬に関する知財権小委」、「許可・特許連携業務における実務協議体」、「許可・特許連携における追加履行立法推進団」に共同で参加し、医薬品許可・特許連携制度のフレーム作りに相互協力してきた。

一方、2015年3月に施行される医薬品許可・特許連携制度は韓国国内には初めて導入

される制度として、施行の初期段階で安定的に定着させることが何より重要だ。特に、制度運営の基礎となる医薬品許可情報と特許情報を連携して、同時に提供するシステム構築の必要性が提起されつつあった。

特許審査 2 局のシン・シンギョン局長は「今回 MOU の主な目的は、相互の情報共有を通じて、医薬品に関する許可・特許情報を一つにまとめて迅速かつ的確に提供することで、食薬処の医薬品許可・特許連携制度に関する業務と特許庁の特許権存続期間の延長登録出願業務など、許可・特許が連携している業務分野の正確性と効率性を高めることだ。また、両機関が共同で参加する医薬品許可・特許のワンステップ・コンサルティングシステムを構築し、特許庁の中小・中堅企業支援事業である国際知財権紛争に対する支援事業、IP スター企業支援事業などに適用することで中小・中堅企業の水準に止まっている国内の製薬企業支援を強化する目的もある」と述べた。

特許庁は、今回の MOU 締結により、医薬品許可・特許連携制度の安定的な定着と製薬企業の特許経営による競争力強化を導き出し、ひいては知的財産を基盤とする創造経済を実現することで、製薬先進国へ跳躍するきっかけになると期待している。

2-3 日中韓デザインフォーラムが開催

韓国特許庁(2014. 6. 18)

韓国特許庁は、中国特許庁と日本特許庁と共同で、6月18日にソウル東大門デザインプラザ国際会議室において「日中韓デザインフォーラム」を開催すると発表した。

今年で5回目を迎える「日中韓デザインフォーラム」は、日本と中国、韓国の3カ国特許庁の有識者が集まり、デザイン保護に関する主な当面課題と、その解決策を議論するために結成され、毎年3国で持ち回り開催している。2012年には東京、2013年には中国の無錫市で開催された。

今年のデザインフォーラムは、1961年の制定以来の最大の見直しとなった「デザイン保護法」と「ヘーグ協定に基づいた国際デザイン登録出願」制度施行を約15日前にした時期で開催されたため、非常に意味深いといえる。

さらに、今年のデザインフォーラムは、「Design, beyond protection」というテーマで開催されるが、デザインの法的保護に関する内容だけでなく、3D プリンターの大衆化など、東アジア3カ国のデザイン界で起きている変化の動きや、デザインの共有と活用などを通じた第3世界の支援、地域社会の産業復興への貢献事例など、デザインの様々

な役割をバランスよく取り扱う予定だ。

今回のフォーラムは、弁理士や弁護士などの知的財産の従事者だけでなく、実務デザイナーや学生など、デザインに関心があれば誰でも参加できる。また、最近公開され注目を集めている東大門デザインプラザにて開催されるため、見所満載の行事になると期待されている。

キム・ヨンミン長官は、「今回の「日中韓デザインフォーラム」を通じて、デザイン権利が大事であることが広く認識されることを期待している。これからも、想像経済のコアともいえるデザイン創作がより積極的に行われ、創作者の努力がきちんと保護されるよう、制度的な基盤を整っていく構えだ」とコメントした。

2-4 地方中小企業の知的財産経営をサポート

韓国特許庁(2014. 6. 19)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)が自治体と共同で行っている「IP スター企業育成事業」が中小企業の間で好評を得ている。

サムスンとアップルの特許紛争以来、中小企業は IP(Intellectual Property、特許権・商標権・デザイン権などの知的財産権)の重要性を認識するようになったが、自主的に知的財産経営の戦略を立てるには手を焼いている状況だ。また、中小企業は知的財産権の出願費用など、関連予算の確保にも苦しんでいる。

こうした中小企業の困難を解消すべく、特許庁は自治体と協力して 2010 年から IP スター企業育成事業を施行している。IP スター企業育成事業は、特許庁と自治体が事業予算を 5 : 5 に分担し、地方中小企業の知的財産経営を支援する事業だ。同事業を通じて中小企業は、IP 経営戦略コンサルティング、先行技術の調査、国内外における出願費用の支援、ブランドおよびデザインの開発など、知的財産に関わる多様な支援が受けられる。

中小企業の好評を追い風に関連予算も大幅に増加している。自治体マッチング予算を含め、事業予算の規模は 2010 年に 269.6 億ウォンだったことが 2014 年に 460 億ウォンまで急上昇した。特に今年は、中小企業のそれぞれの成長段階および IP 力量に応じた支援体系を新しく導入して実施中だ。(IP Start-Up 段階：先行技術調査約 1,700 件、国内出願支援約 5,700 件など、IP Scale-Up 段階：それぞれの企業に合わせた特許マップ 73 件、ブランドおよびデザイン開発 276 件など支援、IP Star 段階：227 社を新規選

定し、3年間 IP を総合的に支援)

IP スター企業育成事業は、全国 30 地域の知的財産センター(www.ripc.org、1661-1900)に常住する専門コンサルタントが随時に企業を訪問し、コンサルティング基盤の現場支援を並行するため、質的なレベルも高い。2013 年の選定で支援を受けた IP スター企業 151 社の前年比売上高は 27.7%、輸出額は 15.4%、雇用数は 7.8%増加した。一般の中小企業(2012 年ベース)の売上高、輸出額、雇用数がそれぞれ 5.3%、6.6%、3.4%増加したことを踏まえると、IP スター企業の成長は注目すべきものだ。とりわけ、IP スター企業を地域別にまんべんなく選定しているため、IP スター企業の成長はバランスのとれた地域発展に貢献している。

特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は「IP スター企業を地域別に育成することは、地域経済の発展のみならず国の経済発展にも大きく貢献するものだ」と述べている。特許庁は 2017 年まで 1,500 の IP スター企業を育成することで、地域の雇用を創出し、地域経済に活力を取り込む計画だ。

2-5 ソフトウェア分野、特許保護の対象を拡大

韓国特許庁(2014. 6. 19)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、コンピューター・ソフトウェア(SW)に関する発明審査基準の改定を通じて、今年 7 月 1 日以降に出願されるコンピュータープログラムの請求項については特許を付与することにした。

今回の基準改正は、出願人の不便を解消するほか、形式的な記載要件を緩和して SW 技術の多様な類型を特許として保護すべきだという SW 業界の意見を反映したものだ。

最近の SW 技術は医療、自動車などの産業と融合・複合するケースも多く、多様なモバイルアプリの形で生活必需品に発展しつつある。

しかし、モバイルアプリのような「コンピュータープログラム」は、特許の保護対象ではなかったため、特許を受けられないケースが毎年平均 600 件以上に上っていた。

また、コンピュータープログラムまで特許対象として認める米国、日本、欧州など主要国の特許制度と歩調を合わせる必要性も反映している。

今回、改正される審査基準には、▲審査基準の名称変更、▲コンピュータープログラ

ムおよびそれに準ずる類型も発明として認定、▲コンピューターSW 発明の成立要件の明確化などが主な内容として盛り込まれている。

1. 具体的には、従来の「コンピューターに関する発明」の審査基準から「コンピューターSWに関する発明」の審査基準に名称を変更することで、SWも特許の対象であることを強調した。

2. また、発明の成立要件を満たすコンピュータープログラムの請求項に対しても、特許法上の物の発明として認め、特許を付与した上、

3. コンピュータープログラムと実質的に同一であるが、表現のみ異なるアプリケーション、プラットフォーム、OS など、コンピュータープログラムに準ずる類型も物も発明として認めて特許を付与することにした。

4. 最後に、コンピューターSWに関する発明の成立要件を明確化し、その判断基準を具体的に提示することで、出願人の理解を助ける。

特許審査2局のシン・ジンギョン局長は「産業はSWを中心に速いスピードで変化しつつあるにもかかわらず、韓国の特許制度の対応は適宜に行われなかったという指摘があった。今回、審査基準を改正したことで、韓国企業がSW特許の獲得を通じて、国際競争力を確保していくけん引役になると期待している」と述べた。

コンピューターSWに関する発明審査基準の改正案は、特許庁ホームページに掲載され、持続的なPR活動も行われる予定だ。

2-6 韓国特許庁、道路名住所に関する国際協力を強化

韓国特許庁(2014. 6. 20)

韓国特許庁(特許庁キム・ヨンミン)によると、韓国の出願人が日本国内で登録した産業財産権の地番住所について、韓国特許庁で発行した「住所同一性証明」を添付した上、道路名住所に変更すると、日本特許庁に納付する関連手数料が免除となる。

※住所同一性証明：道路名住所が全面使用になったことから、地番住所と道路名住所の関係が分かるよう、英語表記で発給する書類

したがって、韓国出願人が日本特許庁に登録した産業財産権の登録名義人の住所を従来の地番住所から道路名住所に変更すると、1件当たり1,000円(約1万ウォン)の登録免

許税が免除される。

これまで韓国特許庁は、今年1月1日から道路名住所が全面使用になったことで、海外特許庁に登録した商標権などを保有している韓国出願人が海外で出願する際、出願人同一性証明に関する不便とコスト負担を減らすため、「住所同一性証明」を英語表記で発給している。昨年12月には、95カ国101機関に協力依頼文を送付し、住所不一致によって出願人同一性の確認が必要の際、証憑資料として「住所同一性証明」の積極的な活用を呼びかけた。

今回、日本特許庁の手数料免除は、韓国特許庁の協力依頼文のみならず、昨年11月の日中韓特許庁長官会合と今年4月の日韓特許庁長官電話会談を通じて協調を要請したことに対して、日本特許庁が日本国税庁に韓国の変更された住所政策を説明し、産業財産権の登録名義である住所を変更する際に課される登録免許税(1件当たり1,000円)を免除するよう積極的に働きかけた結果だといえる。

一方、日本特許庁以外にも、欧州共同体商標意匠庁は手数料無しで同庁のウェブサイト(<https://oami.europa.eu>)上で住所変更ができる。米国特許商標庁は、出願人の氏名が先登録の商標権者と同様の場合は、住所が一致しないからといって登録が拒絶されることはないというスタンスであり、中国商標局は「住所同一性証明」を提出する際、当該地番の住所を道路名住所に変更するまで、審査を保留する予定だ。

特許庁情報顧客政策課のソン・ヨンウク課長は「海外特許庁で『住所同一性証明』を活用するケースが増えており、その発給も増加する見通しだ。今後も道路名住所に関するクレームや意見収集を通じて、利用者の不便を軽減する努力を続けていきたい」と述べた。

2-7 アフリカの韓国特許研修

韓国特許庁(2014.6.23)

アフリカ諸国が韓国特許勉強に熱心だ。韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、昨年7月にKOICAと連携してモザンビーク、コンゴ、タンザニアなどアフリカ6カ国17人の特許関連高位級公務員を対象に特別研修を行ったことに次いで、今年の3月と5月にもレソト、ウガンダなどアフリカ4カ国の審査官に対する知的財産権研修を修了した。研修プログラムに対する各国の満足度も高い。

特に、今回は6月23日(月)から6月27日(金)まで韓国を訪問するザンビア特許・会

社登録庁(PACRA)長をはじめとする高位級役員、審査官を対象にザンビア向けの特別研修過程を運用する計画だ。最近、アフリカ諸国で韓国の知的財産に関する研修需要が増えているのは、IP5の一員である韓国特許庁のプレゼンスが高まったことに加え、未来の市場として浮上しているアフリカとの協力関係を拡大するため、韓国特許庁が多大な努力を注いだ結果だといえる。

アフリカ諸国の韓国研修は航空代などのコスト負担により、国際機関の支援や招へいの形で行われるのが一般的だが、今回のザンビア研修過程は、ザンビア側で往復航空代の全額負担を提示するほど積極的な姿勢を見せた上、韓国特許庁からもザンビア側の求める事項を中心とした需要者オーダーメイドの研修プログラムを提供する予定だ。

今回ザンビアの知的財産権研修過程は、国際知識財産研修院で提供するオーダーメイド型教育プログラムとともに、韓国発明振興会、韓国特許情報院、知識財産研究院など、特許関連機関と韓国電子通信研究院(ETRI)、現代自動車アサン工場などの研究所および産業現場の見学プログラムで構成されており、最終日の 27 日(金)には、韓国-ザンビア特許庁庁長会談を行い、今後の両国間における知的財産権分野の協力方法について議論する。

国際協力課のソ・ウルス課長は「アフリカ地域は新しく注目を浴びている未来の市場であると同時に、今後、韓国企業の投資および進出が増加すると見られる地域だ。したがって、このようなアフリカの高位級公務員を対象にした知的財産権の研修過程を通じて、知的財産権の行政における韓流とともに韓国企業のアフリカ参入に向けた友好的な環境を構築するセールズ外交への第一歩として活用している」と述べた。

2-8 「特許情報活用支援センター」開所式を開催

韓国特許庁(2014. 6. 24)

韓国特許庁は6月23日、韓国特許情報院にて特許情報の民間利用を支援する「特許情報活用支援センター」の開所式を行った。

同センターでは、韓国特許庁が保持している膨大な特許情報を提供し、その情報を創業や事業化の実現につなげるよう支援する予定だ。

開所式には、キム・ヨンミン長官をはじめ、知識財産サービス協会のペク・マンギ会長、創業振興院のカン・シウ院長、BI産業協会のソ・ジュウオン会長などが参加した。

キム長官は、祝辞を通じて「政府 3.0 の重要課題である「公共データの公開」に向けて、特許情報公開・活用の前哨基地になるセンターの開所を心より歓迎し、韓国特許庁は、特許情報を活用したアイデアが創業と雇用創出につながるよう、一層多様な支援策を講じる計画だ」と述べた。

特許情報活用支援センターは、特許情報の活用を促すため、出願人の代表名、特許の法的状態情報など、民間の需要が多く、波及効果の大きい特許情報を積極的に公開し、

米国、日本、中国など特許分野の先進 5 カ国特許庁長官会合(6月4日~6日)において、各国の特許情報を一般に公開することに合意し、主要国の特許文献情報もセンターを通じて段階別に提供する予定だ。

また、特許情報を活用した民間企業の商品やサービスを需要者がアプローチしやすくするため、今年末オープンを目処に特許情報の公開・流通サイト構築に取り組んでいる。

また、(予備)創業者などが特許情報を活用し、創業や事業化の実現につなげるよう、未来科学創造部や安全行政部などと共同で公共データ活用大会「bigdathon 2014(bigdathon.kbig.kr)」を開催し、優秀なアイデアの発掘を支援するほか、創業振興院、BI(Business Idea)産業協会などの関係機関と連携して特許情報を活用した創業支援プログラムを設ける予定だ。

2-9 江原道に IP 想像ゾーンを開所

韓国特許庁(2014. 6. 25)

韓国特許庁は、地域の創業予備軍が創意工夫のアイデアを具体化し、知的財産権化して創業につなげるよう支援する「江原 IP 想像ゾーン」を6月24日、全国で始めて開所したと発表した。

「IP 想像ゾーン」は、今年試行的に江原、光州、大邱、釜山地域において自治体との協力を通じて構築される。創作教室 - 特許研究室 - 創業保育室の段階別プログラムが運営され、創意工夫のアイデアによる知的財産権化と事業化の連携を支援する。

創作教室は、誰もが創意工夫のアイデアを創出し、そのアイデアを実現できるよう、発明手法とアイデアの検索、導出、実現について教育を行う。特許研究室は、アイデアの高度化過程に関する段階別教育と専門家によるメンタリングを実施するほか、優秀技術の権利化を支援する。また、創業保育室は、地域別の関係機関との連携を通じた事業

化を重点的に支援する計画だ。

開所式では、韓国特許庁の次長、道議員、韓国発明振興会の関係者などをはじめ、地域の中小企業、関係機関の役職員など約 100 人が参加した中で、「IP 創造ゾーン」の開所を歓迎した。

「IP 創造ゾーン」は江原をはじめ、大邱、光州、釜山で順次開所される予定だ。教育費やその他の付帯費用を無料で支援し、参加を希望する人は、江原と大邱、光州、釜山南部の知識財産センター(www.ripc.org)で問い合わせできる。

韓国特許庁イ・ジュンソク次長は、「IP 創造ゾーン」を通じて、アイデアの権利化・事業化への支援だけでなく、地域の知的財産力量を高め、創造経済の実現に貢献できると思う」と述べた。

2-10 特許庁、未来部と共同で IT 輸出企業の知財権保護強化

韓国特許庁(2014. 6. 26)

韓国特許庁は、未来創造科学部、国家知識財産委員会と共同で「知財権紛争対応の力量向上に向けたフォーラム」を 6 月 25 日の午前 10 時、KW コンベンションセンター 3 階にて開催した。

また、同日午前 9 時からサムスン電子などの大手企業の役員と、国内唯一の「産業用 3D プリンター開発メーカー」であるカリマーなど、輸出 IT 中小(中堅)企業をはじめ、未来部(国家知識財産委員会)の知識財産戦略企画団長、法律専門家などが参加し、企業が現場で経験している知財権の紛争対応における難点を聴取し、韓国特許庁の支援政策に対する改善事項などを議論した。

今回のフォーラムは、大きく「米国における特許訴訟および紛争対応戦略」の講演セッションと、「模擬裁判(仲裁)」セッションに分けて行われた。

まず、「米国における特許訴訟および紛争対応戦略」の講演セッションでは、「米国の特許訴訟に関する最新動向の紹介、特許紛争時の法的 이슈と対応戦略」をテーマに、米知財権分野のトップ法律事務所 Finnegan の弁護士であり、米国 ITC や裁判所で知財権訴訟の経験が豊富な Andrew Chanho Sonu 氏などが現場の経験を基に様々な対応戦略などを提示した。

次いで、「模擬裁判(仲裁)」セッションでは、セミナーに参加した約 50 人の企業関係者が海外法律事務所の弁護士の支援の下、直接攻撃や防御対応できる模擬裁判(仲裁)を実習することで、知財権保護の認識向上と、紛争対応の力量強化を図った。

また、今回のセミナーとは別途に、事前にコンサルタントを申し込んだ企業の場合、海外法律事務所の弁護士が直接企業を訪問して事前調査の資料を基に、企業の知財権関連の苦情などのコンサルティングも実施する予定だ。

キム・ヨンミン長官は、「今回のフォーラムを通じて、企業の紛争対応力を高め、優秀な海外法律事務所による即席コンサルティングが受けられる機会を設けただけに、類似する問題を抱えている企業が予め知財権紛争に備え、対応していく上で役立つことを期待している。今後、様々な技術分野においても知財権の紛争対応力量を高められる機会を拡大していく予定だ」と述べた。

2-11 特許庁、中国進出企業を対象に説明会を開催

韓国特許庁(2014. 6. 27)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、KOTRA(社長オ・ヨンホ)と共同で、「中国進出企業の知財権紛争対応策の説明会」を 6 月 27 日、KOTRA の別館 1 階にて開催する。

今回の説明会は、最近、知財権を巡るトラブルや被害が急増している中国市場に進出している韓国企業を対象に、中国商標法の改正事項など、知財権に関する最新 이슈を紹介し、特許・商標・著作権など、知財権紛争の事例別における適切な対応策とともに関連の政府支援事業を提示することで、専門人材の不足やコスト負担などの理由で知財権紛争予防や対応戦略が不十分な韓国企業の紛争対応能力を向上させるために開催される。

説明会では、2014 年 5 月 1 日付に発効した中国改正商標法及び実施条例の主な改正内容の解説を通じて、活用方法を説明し、海外知識財産センター(IP-DESK)、国際知財権紛争の予防コンサルティングなど、韓国特許庁の様々な海外知財権保護支援事業を紹介する。

また、中国現地で発生している韓国商品に対する悪質な商標無断先登録、オンラインオープンマーケットにおける模倣品の販売、著作権侵害など、様々な知財権紛争事例を共有し、具体的な侵害類型別の対応策についても説明を行う予定だ。

韓国特許庁産業財産保護支援課のユン・セヨン課長は、「2012年韓国特許庁が実施した中国進出企業の知財権被害実態調査によると、韓国企業の海外知財権被侵害事例のなかで、61%が中国で発生しているにもかかわらず、中国で知財権を登録した企業は26%、知財権保護に向けて事前に予防活動を行う企業も28.5%に過ぎず、韓国企業の対応策は依然として不十分な状況だ。今回の説明会は中国進出に関心を寄せている企業が知財権の紛争対応策について予め把握し、迅速な対応につながるきっかけになるはずだ」とコメントした。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 外国人の商標出願はマドリッド出願が主流に

韓国特許庁(2014. 6. 23)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、マドリッドシステム*を導入した2003年の当時、1,548件に過ぎなかった国際商標の出願規模が2011年度に初めて1万件を突破した。現在(2014年3月末基準)まで外国人がマドリッドシステムを通じて出願し、国内審査を受けた累積件数が計9万件に上るとのことだ。

*海外商標出願は、現地の代理人(弁理士)を通じて、各国に直接出願する従来の方法と、マドリッド協定議定書(Madrid Protocol)に加盟した国を対象に、一回の手続きで複数国を指定して出願するマドリッド国際商標システムによる方法がある。韓国は2003年1月10日に加盟した。2014年3月現在、92カ国が加盟している。

とりわけ、昨年はマドリッドシステムを利用した出願件数が11,550件(48.3%)、韓国特許庁に直接出願した件数が12,350件(51.7%)と、その割合にさほど開きがないことから、今後はマドリッドシステムによる商標出願が主流になると見られている。

外国人がマドリッドシステムを積極的に活用する理由は、商標権の獲得や維持・管理が当該国に直接出願する従来の方法より有利な点があるためだ。

一般的に海外で商標を出願するためには、商標を登録したい国ごとにその国の言語で作成した出願書類を手数料の支払いとともに出願するほか、商標権更新などの事後管理も当該国別の事情に合わせて行わなければならない。

しかし、マドリッドシステムでは、国際機構に一つの言語(英語、フランス語またはスペイン語)で出願書類を作成し、1回のみ出願で済む。名義変更や商標権更新なども同じく国際機構を通じて一括処理が可能のため、手間がかからない上、コスト削減もできる。

一方で、韓国企業はマドリッドシステムの利用に消極的だ。

世界知的所有権機関(WIPO)によると、2013年、主要国別のマドリッド国際出願のシェアは、欧州連合7,444件、米国6,084件、中国2,273件、日本1,845件であることに比べ、韓国は502件にとどまっている。

また、2009年から2013年までの間、韓国の企業別マドリッド国際出願件数は、現代自動車(73件)、サムスン電子(46件)、ソウル半導体(36件)、起亜自動車(10件)、韓国タイヤ(10件)などで、大企業の利用率が高くなっている。

これに対して、特許庁関係者(商標デザイン審査局長パク・ソンジュン)は、「大企業のみならず、中小企業も海外市場でシェアを拡大していくためには、海外企業のように一足早くブランドを優先確保する戦略が求められる。海外で商標権を容易に獲得できるだけでなく、時間も節約しつつ、各国に散在している商標権を体系的かつ効率的に管理できるマドリッドシステムを積極的に活用する必要がある。」と述べた。

4-2 海外商標出願、これからはハングルで

韓国特許庁(2014. 6. 26)

韓国特許庁は、海外商標出願人の利便性を画期的に向上させる MGS(Madrid Goods and Services)の韓国語ウェブサイトについて、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)と1年以上の協力を重ねた結果、2014年6月オープンを発表した(<http://www.wipo.int/mgs/?lang=kr>)。

企業がマドリッド国際出願、または直接海外に商標を出願する時、保護したい商品を当該国の言語に翻訳しなければならないが、翻訳上の問題と各国法制度の違いから生じる商品名称の不一致などにより登録が拒絶されるケースが頻発していた。

今回、立ち上げられた MGS の韓国語サイトでは、マドリッド国際出願の場合、保護したい商品名をハンデルに入力すると即時英語翻訳が可能となり、WIPO をはじめ、オーストラリア、中国、日本、米国など、19 カ国の官庁からの認定可否が表示される。また、英語以外に日本語、トルコ語、中国語など 16 言語に翻訳する機能も提供しているため、以上の国に直接出願したい出願人に大きく役立つと期待されている。

韓国特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「WIPO を通じて海外商標出願を行う場合、およそ 25% の出願が商品名称などを理由に欠陥通知を受けている。MGS 韓国語サイトを通じて、海外商標出願人の利便性が向上すると見込まれている」とコメントした。

その他一般

5-1 ビルの安全を守る BIM

電子新聞(2014. 6. 16)

火災や不注意などによる事故が相次いでいることを受けて、施設の安全に関するデータを統合して事故を予防・管理する「ビルディングインフォメーションモデル(Building Information Modeling、以下 BIM)」が注目を集めている。

BIM は、映画のコンピューター・グラフィックスのように、建設予定の家を 3D モデルに作り上げる技術だ。

映画と異なる点は、BIM 上では家の建設に必要な全てのデータがすでに入力されていて、まとめて統合・管理されるという点だ。

階段に例えると、映画と BIM の階段は画面上では同じものに見えるが、BIM の階段は、階段数の合計、工事に必要なコンクリートや鉄筋などの価格、施工期間や老朽化に伴う買い替え時期、避難路・出入口までの距離などのデータが含まれ、予想の施工費用・期間、安全点検の時期、最適の避難路などの把握ができる。

つまり、BIM の広範囲なデータにより、施設の設計・施工から安全まで管理できる。

そのため、2006 年の米国を皮切りに、欧州主要国では BIM を義務化した。韓国は現

在 500 億ウォン以上の公共分野の工事に BIM を義務付けており、2016 年からは調達庁が発注する全ての公共分野の工事に適用する予定だ。

また、それぞれの国・都市を代表するランドマークは BIM を活用して建設中であり、韓国も世界最大級の非定型建築物として、今年 3 月に完工した「東大門デザインプラザ」に BIM を適用した。

特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、この 4 年間、建設分野の BIM に関する出願は 2010 年に 72 件、2011 年に 98 件、2012 年に 120 件、2013 年に 159 件と、持続的に増加している。

分野別の割合は、施工(44.8%)、設計(25.6%)、安全(16%)、環境配慮型(13.6%)の順で、最も高い割合を占めている施工分野は緩やかな増加傾向にある一方、設計・環境配慮型分野の割合は減少傾向だった。特に注目すべき点は「安全」分野が最も高い増加幅(6.9%(2010 年)→20.8%(2013 年))を見せたということだ。

これはまず、「安全」分野で必須の 3D モデルと安全情報について、BIM を通じて容易に評価・管理できること、次に、コスト・時間の削減という単なる効率性の追求から脱して、「安全」を最優先とする災害予防および施設管理によって BIM の活用技術が進化していることの裏返しだ。

最近は、▲火災進行の予測および避難路の評価、▲避難ルールの検討自動化、▲災害の発生位置の確認および対応手続きの有・無線伝送、▲施設の安全維持に向けた老朽度チェック、▲買い替えの順位付け、コストの自動点検などの技術が特許出願されていることも特徴だ。今後、公共分野のみならず民間分野においても BIM が義務付けられれば、安全管理技術の市場は一層拡大する見通しだ。

特許庁特許審査 1 局のチョン・セチャン局長は「最近、建設分野で安全管理に向けた BIM 活用技術が災害予測、火災予防、避難管理および施設安全点検分野など、幅広く進化を遂げている。技術融合化の傾向により、最新の IT 機器を利用して事故を予防・管理する技術と特許出願が活発になると見られる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム